

持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務仕様書

1. 業務名

持続可能な観光推進のためのガバメントクラウドファンディング実施支援業務

2. 業務目的

奈良県では、県内観光地の魅力向上と持続可能性を両立させるため、環境保全や観光地におけるハード整備の充実、ならびに適切な維持管理を継続的に行うための新たな財源確保の仕組みづくりを進めている。

その一環として、本業務は奈良公園における「鹿との共生」をテーマとした取り組みについて、ガバメントクラウドファンディングの手法を活用し、全国からの寄附を募ることにより、事業実施に必要な財源を確保するとともに、来訪者等の賛同者一人ひとりに共生の意義を伝え、理解と参画の促進を図ることを目的とする。

3. プロジェクト概要

(1) テーマ：人と鹿がともに生きてきた奈良公園の環境を未来へつなぐ

(2) 寄附目標金額：30,000千円

※目標金額に達しなかった場合も、プロジェクト成立とし、寄附金は返還しないものとする。

(3) 返礼品：本プロジェクトにおけるガバメントクラウドファンディングは、返礼品を設けず、寄附者が事業目的および用途に共感し、応援することを目的とした寄附募集とする。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

5. 業務実施体制について

本業務を円滑に遂行するために必要な実施体制を整備すること。

なお、責任者および担当者は、本業務の遂行に必要な経験および専門的知識を有する者とする。

6. 業務内容

(1) ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供等

① ガバメントクラウドファンディング プラットフォームの提供

受託事業者は、自社が運営するクラウドファンディングプラットフォーム上において、本クラウドファンディングに係る募集ページを提供するものとする。

② 寄附申込の受付

受託事業者は、クレジットカード決済またはスマートフォンアプリ決済により寄附金の申込み受付を行うものとする。

また、奈良県が寄附の受付状況（寄附金額、件数、進捗状況等）を随時確認できるよう、管理画面の提供等、必要な仕組みを構築すること。

③ 寄附者情報の提供

受託事業者は、寄附者への連絡、寄附金受領証明書の発行及び送付等に必要範囲で、寄附者情報を適切に収集し、管理するものとする。

当該寄附者情報については、クラウドファンディング終了後1か月以内に、電子データ（CSV形式等）により奈良県に提供すること。

④ 活動報告・進捗発信ページの提供

受託事業者は、奈良県が、本クラウドファンディングに係るプロジェクトの進捗状況や活動報告等を随時発信できるページを、クラウドファンディングプラットフォーム上に提供すること。

(2) プロジェクトの構築・伴走支援業務

受託事業者は、本クラウドファンディングの円滑な実施及び成功に向け、次に掲げるプロジェクト構築・伴走支援を行うこと。

① 戦略設計支援

別紙の内容を踏まえ、ガバメントクラウドファンディングとして実行可能な形に具体化するため、目標金額、実施時期（期間）、資金使途および募集設計に関する戦略設計を行うこと。

② ページ作成

別紙のメインメッセージを基本とし、寄附者の共感と参加を促すため、本プロジェクトの背景、目的、社会的意義等が効果的に伝わるよう本クラウドファンディングに係るプラットフォーム上のページ作成を行うこと。

なお、原稿作成に必要となる写真・動画・ロゴ等の一次素材の使用、および掲載内容については、奈良県と相談のうえ決定すること。

③ 進捗状況の可視化及び助言

プロジェクトの進捗状況を可視化するとともに、過去の実績や事例を基に、円滑な実行に際して必要な助言を行う。

(3) 広報・プロモーション支援業務

受託事業者は、本クラウドファンディングへの認知拡大および寄附募集の円滑な実施に向け、想定される寄附者層の分析および効果的なアプローチ方法の提案を行うものとする。また、各媒体における発信内容について助言を行うとともに

に、進捗状況を踏まえた広報施策の改善提案を行うものとする。

なお、広報・プロモーション施策の実施主体は奈良県とし、受託事業者は自社媒体（メールマガジン、ウェブサイト、SNS等）において、必要に応じて本プロジェクトの周知に資する情報発信を行うものとする。

7. 委託料の積算方法

仕様書第3条に示す条件で、目標寄附金額に提案手数料率を乗じた額及びその他必要となる費用を足した額とする。積算した内訳も記載すること。

なお、本業務に係る委託料は、本クラウドファンディングにより実際に受領した寄附金額に応じて変動するものとし、寄附目標金額を超えた場合には、予算措置を講じる予定である。

8. 寄附金の受領および納付

- (1) 受託者は、寄附者から寄附金を奈良県に代わって受領するものとする。
- (2) 受託者は、プロジェクトの募集期間終了後に全額を奈良県の指定の方法により納付するものとする。なお、納付時期については、相談のうえ決定するものとする。

9. 業務完了報告

受託事業者は、業務を完了後、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。

なお、業務完了報告書には、本仕様書第6条（1）から（3）に定める業務の実施結果を記載すること。

10. その他の留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

受託事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持及び資料等転用の禁止等

- ① 受託事業者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- ② 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。
- ③ 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- ④ 受託事業者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以

外の用に供し、又は複製してはならない。

(3) 損害賠償

- ① 県は、受託事業者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- ② 受託事業者は、業務の処理に当たり、県の指示に違反して、県又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- ③ 前項の損害のうち、第三者に対する損害について、県に過失が認められる場合は、県と受託事業者が共同してその損害を賠償するものとする。

(4) 再委託の禁止

- ① 受託事業者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託事業者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ③ 受託事業者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。
- ④ 受託事業者が業務を第三者に委任し、請け負わせるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1) 受託事業者は、次のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としてはならないこと。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2) 受注者は、受任者又は下請負人の行為の全てについて責任を負うものとする。

(5) 公契約条例に関する遵守事項

別記「公契約条例に関する遵守事項」（特定公契約以外用）に記載する事項を遵守すること。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項または業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わない場合は、県の決定によるものとする。

〔別紙〕

【ファンドレイジングコミュニケーションの整理】

×「鹿を守る」

「鹿だけ」を対象にすると、奈良公園が本来持つ人と鹿の関係性という価値が伝わらない
保護活動＝「動物福祉」単体の文脈に矮小化されやすい

△「公園を守る」

一般的な景観保全・施設維持の印象になり、総花的で奈良公園ならではの価値・課題が伝わりづらい
寄附の意味が「インフラ維持費」に見え、共感・ストーリー性が弱く寄附行動に繋がりにくい



○「1300年にわたり人と鹿が共に生きてきた奈良公園の環境を未来へつなぐ」

「鹿」だけでも「公園」だけでもなく、関係性そのものを守る場として公園を定義
唯一無二の歴史を強調し、寄附を「一過性の助け」ではなく「未来の文化への投資」へと昇華する

<メインメッセージ>

1300年の共存を、次世代へ

～人と鹿が共に在り続ける奈良公園を未来へ～

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行

った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。